

令和5年度に発生した市内公立学校のいじめの重大事態に関する調査報告について

1. 調査結果の取扱い

本案件にて不登校であった児童生徒(以下「当該児童生徒」という。)の現在の登校状況等を踏まえて、当該児童生徒・保護者が非公表の意向を示していることから、詳細の公表を差し控えさせていただきます。

2. 調査の経過

- (1)調査の主体 恵庭市いじめ問題調査委員会
- (2)重大事態発生日 令和5年7月(令和5年9月第2回補正予算報告)
- (3)調査諮問日 令和6年3月26日
- (4)会議等開催回数 5回(会議5回聞き取り含む)
- (5)報告書提出日 令和7年4月23日
- (6)当該児童生徒・保護者への報告日 令和7年4月15日
- (7)当該児童生徒の保護者所見受理日 令和7年7月8日
- (8)市長報告日 令和7年7月15日

3. 調査委員からの指摘事項と提言

(1)学校への問題点の指摘

「いじめ防止対策推進法」(以下「法」という)、「学校いじめ防止基本方針」(以下「基本方針」という)の理解・認識不足

・いじめの定義の認識不足によりいじめの対応が遅れたことへの指摘

(2)学校への再発防止策の提言

- ①教職員の法や基本方針の理解促進を図ること
- ②教育相談体制の強化
- ③重大事態の認定を速やかに行うこと

4. 調査による提言を踏まえた市教委の対応への提言

- (1)いじめ問題調査委員会の招集及び開催時期の遅れ